

令和 7 年

第 3 回仙北市議会定例会議案（追加）

仙 北 市

目 次

- 議案第 57 号 仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例制定について
- 議案第 58 号 令和6年度仙北市一般会計補正予算（第15号）
- 議案第 59 号 令和7年度仙北市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 60 号 工事請負契約の締結について

議案第 57 号

仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例制定について

仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（平成17年
仙北市条例第35号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
するものとする。

令和7年3月19日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（平成17年仙北市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（給料の減額）

26 令和7年4月1日から令和7年4月30日までの間における市長の給料月額、第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、当該給料月額に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、当該期間中に退職することとなる場合における退職する日の属する月の給料月額については、この限りではない。

27 令和7年4月1日から令和7年4月30日までの間における副市長の給料月額、第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、当該給料月額に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、当該期間中に退職することとなる場合における退職する日の属する月の給料月額については、この限りではない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

工事請負契約の締結について

仙北市角館上野庁舎改修工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

上記、仙北市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年仙北市条例第45号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月19日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 仙北市角館上野庁舎改修工事請負契約 |
| 2. 契約金額 | 893,200,000円 |
| 3. 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4. 契約の相手方 | 秋田県仙北市角館町小館54番地
瀧神・小松・寺沢特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社瀧神巧業
代表取締役 佐 藤 慎 |